平成29年8月29日 第4回中野区空家等対策審議会

第3回中野区空家等対策審議会 議事要点

	 主な事項	検討の方向性
1		・空家情報の提供にあたっては、単なる従来の不
		動産仲介という視点だけでなく、例えば、福祉
		等専門領域にも対応したうえで、踏み込んで提
		供することが有効な対策となる。
		・空家情報を、仮に民間事業者に提供するとした
		場合には、特定の民間事業者に限定してしまわ
		ないよう、公平性の観点から情報提供にあたっ
		ての課題を検討する必要がある。
		 ・空家は建築的にも法律的にも複雑な案件が多い
		ので、相談体制の構築の際には、二次的に弁護
		士等専門家のアドバイスを受けられるよう検討
		する必要がある。その場合、行政が事業者に任
		せて終わりということではなく、途中経過の検
		証や行政課題へのフィードバックも視野に入れ
		て考えていく必要がある。
2	空家の利活用に向けた連携に	・空家の利活用に向けた、何らかの相談体制のプ
	ついて	ラットフォームを構築することは有効な対策で
		ある。そこに不動産や法律の専門家などが参画 する場合には、個別案件毎に各関係者が連携し、
		総合的な視点から適切なアドバイスを提供して
		いくことが必要である。
		(() () () ()
		・利活用に向けた連携組織づくりは良い考えであ
		るが、たとえ個別案件の対応であっても、事業
		実施に係る重要な判断は区が主体となって行っ
		ていくべきである。また、個人情報の取扱いや
		意思決定の仕組み、住民との関係も含めて様々
		な課題もあるので、連携組織づくりについては、
		方針や課題を整理したうえで慎重に検討してい
		くべきである。

- ・空家の利活用に向けた組織づくりにあたっては 居住支援協議会をベースした場合、住宅確保要 配慮者に対する支援という色彩が強くなるとい う特徴があるが、所有者の意向や中野の市場性 も含めてバランスを考える必要がある。
- ・空家対策は市場の原理による民間活力の支援が 有効であるから、空家の利活用にあたっては行 政ではできないことを民間に振ってもらう。民 間がやりやすい仕組みづくりが必要である。
- ・利活用に向けた組織づくりも必要だが、まずは 利活用のモデルケースを立ち上げて、それを空 家の利活用の事例として広く空家所有者に提示 することが、利活用に向けた意識啓発につなが るものと考える。